

令和4～6年度

塩尻市

子どもの貧困対策推進計画

ダイジェスト版

すべての子どもが、生まれた環境によらず、
現在と未来に希望を持てるまち



令和4年3月

塩尻市

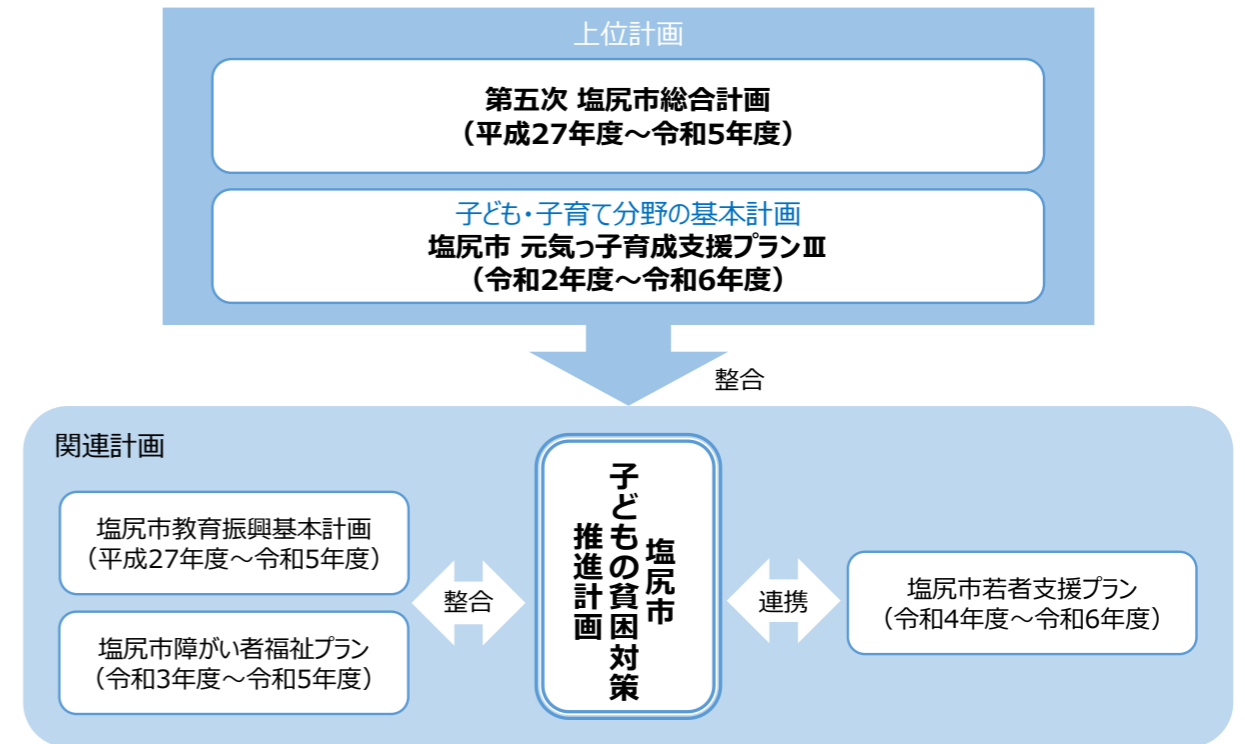
本計画の根拠法

根拠法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
目的	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること

本計画の位置付け

本計画は、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第五次塩尻市総合計画及び子ども・子育て分野の個別計画である元気っ子育て支援プランⅢとの整合を図りながら、子どもの貧困対策を推進するための個別計画です。

関連する本市の各分野の計画と連携・整合させながら、子どもの貧困対策に関する施策を展開していきます。



本計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年です。

本計画の進捗状況の把握

基本目標『すべての子どもが、生まれた環境によらず、現在と未来に希望を持てるまち』の実現のため、次の評価指標を設定するほか、各指標の進捗状況を分析することで、計画の点検・評価を行います。

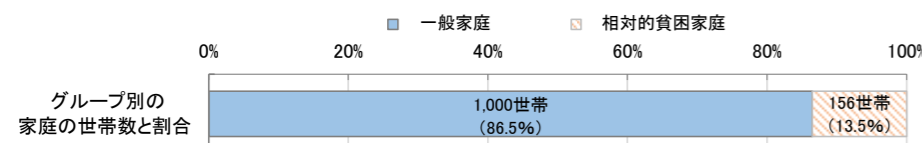
指標名	単位	全国 (年度)	塩尻市	
			現状値 (年度)	方向性
子どもの貧困率	%	13.5 (H30)	13.5 (R3)	↓下げる
ひとり親世帯の貧困率	%	48.1 (H30)	50.4 (R3)	↓下げる
「生活費全般の確保」を日常生活の悩みと感じるひとり親世帯の割合	%	—	56.4(R3)	↓下げる
「子どもの将来の進学に向けた学費の確保」を日常生活の悩みと感じるひとり親世帯の割合	%	—	69.2(R3)	↓下げる

塩尻市子どもの貧困対策推進計画の概要

アンケート結果から

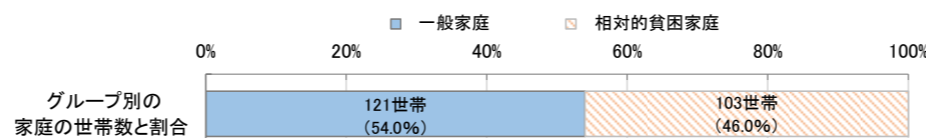
塩尻市の子どもの貧困の割合

全体調査では「一般家庭」が86.5%、「相対的貧困家庭」が13.5%となっています。



※本調査における相対的貧困家庭は、国の調査よりも、広義の概念となっています。本調査は収入により貧困率を算出していますが、国は所得により貧困率を算出しています。また、本調査は生活保護世帯、児童扶養手当を受給している世帯を含めているのに対し、国は含めていません。

ひとり親家庭では「一般家庭」が54.0%、「相対的貧困家庭」が46.0%と、相対的貧困家庭が約半数を占めています。



基本目標

すべての子どもが、生まれた環境によらず、
現在と未来に希望を持てるまち



施策の展開

課題1

現状と課題の整理

現状：相対的貧困家庭では、経済・時間の不足から、子ども・保護者の生活環境が整わない現状がある

【アンケート調査より】

- ・国の調査では、子どもの7人に1人が貧困状態にあり、塩尻市も国と同程度の割合で貧困状態があると考えられます。
- ・相対的貧困家庭の約半数は、ひとり親家庭となっています。
- ・相対的貧困家庭の保護者は、ひとり親や非正規雇用である割合が高く、転職ニーズも大きくなっています。
- ・離婚によるひとり親家庭の多くが養育費を受け取っていない状況にあります。
- ・相対的貧困家庭では、食事が規則正しく摂れていない傾向があります。

基本方針1

生活の安定のための支援により、家庭の養育環境を整える



施策1 経済的支援
子どもを實現すに依りて善に取り

施策3 生活の支援
複合的計、住環に依り、養護施設支援を推

とその保護者が安心して暮らせる生活環境のため、子どもの成長段階、家庭の状況等経済的負担を軽減し、家庭の養育環境の改組みます。

な課題を抱える生活困窮世帯等に対し、家境、食生活等に着眼しながら、家庭の状況自立に向けた支援を行います。また、児童入所等の退所後の家庭の養育環境を整える進みます。

施策2 妊娠・出産・子育ての支援

妊娠期から保護者の心身の状況、養育環境等を把握しながら、様々な困難を抱える妊婦・家庭を支援することで、家庭の養育環境を支えます。また、養育に大きな困難を抱える家庭の子どもを社会全体で養育する体制づくりを推進します。

施策4 保護者の就労支援

家庭と仕事の両立など、ひとり親等が抱える課題に対し、保護者の就労支援を推進します。また、様々な家庭状況についての理解が進むよう、事業者等への啓発や支援を推進します。

課題2

現状：相対的貧困家庭では、子どもの学習や体験の不足により、社会を生き抜く力を身につけることが困難となり、貧困の連鎖の要因となっている

【アンケート調査、国統計資料、研究資料等より】

- ・貧困は連鎖する傾向があります。
- ・相対的貧困家庭は、親子間の関わりが少なく、室内遊び、塾・習い事の活動が少なくなっています。また、子どもの家事負担が大きくなっています。
- ・一般家庭と相対的貧困家庭とを比べると学校以外の勉強時間に大差はありませんが成績には差が出ています。
- ・良質な就学前教育は、貧困の予防につながると考えられます。
- ・相対的貧困家庭は、子どもの進学に関して経済的な理由から躊躇している割合が高くなっています。
- ・高校卒業後の進路は、世帯の経済力に大きく影響を受けます。
- ・相対的貧困家庭の子育ての悩みは、教育に関する経済的なものが多くなっています。

基本方針2

子どもの「学び」と「経験」を保障し、未来を切り拓く力を育む

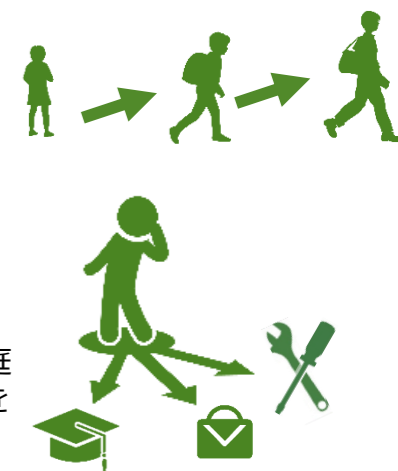


施策1 成長段階に応じた学習等の支援

子どもが自分らしい人生を切り拓いていく力を身につけられるよう、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた教育、学習・多様な経験の機会、居場所を提供することで、貧困の連鎖を防ぎます。

施策2 子どもの進学・進路選択に関する支援

子どもが希望する進路を選択できるよう、相談支援や家庭の状況に応じた進学・就労支援を行うことで、貧困の連鎖を防ぎます。



課題3

現状：相対的貧困家庭への社会的支援が不足する傾向があり、また、早期の支援が必要にもかかわらず、必要な支援が届いていない可能性がある

【アンケート調査より】

- ・相対的貧困家庭は、孤立する傾向があります。
- ・ひとり親家庭など、支援が必要な家庭に、支援が届いていない可能性があります。

基本方針3

関係機関の連携により、切れ目のないきめ細かな支援を行う



施策1 相談体制の充実

様々な必要な支え、研修困難を抱える子どもや家庭が、孤立することがないように、各々の課題を早期に発見し、援につなぐ相談体制の充実を図ります。また、相談職員の資質向上や専門性を高めるための実施などによる相談体制の強化を図ります。

施策2 支援が必要な子ども・家庭を支える連携体制の充実

よって生ずる様々な困難を抱える子どもや家庭を誰一人取り残さないよう、関連機関との連携を強化することで、切れ目のない支援・きめ細かな支援を届ける体制を構築します。

施策3 情報発信の充実

子育てに関するサービス等の情報を得ることが困難な家庭に向けた情報発信を強化するとともに、貧困に関する地域全体の理解を深める啓発活動を推進します。



子ども・子育てに関する事業、相談先等

子どもや家庭に関する事業や相談先をまとめました。困りごと・悩みがありましたらお気軽にご相談ください。

	困りごとの種類	支援事業	相談・連絡先
妊娠・出産・子育ての支援	妊娠・出産・子育てに関して相談したい	・子育て世代包括支援センター ・あんしんサポートルーム	健康づくり課 0263-52-0855
		・子ども家庭総合支援拠点	家庭支援課 0263-52-0891
	家庭で子どもを一時的に養育できない状況になった	・子育て支援ショートステイ事業	家庭支援課 0263-52-0891
	預かりサービスを利用したい	・一時的保育（デイ保育） ・休日保育	こども課 0263-52-0844
・ファミリーサポート事業 <small>子育ての手助けが必要な人と手助けをしたい人を結び、市民の支え合いによる子育てを支援する。</small>		子育て支援センター 0263-53-3382	
・児童クラブ、放課後キッズクラブ ・放課後児童教室		教育総務課 0263-52-0830	
保護者の就労支援	就労に向けて相談したい	・就労支援員、ケースワーカーによる職業相談	福祉課 0263-52-0684
		・ハローワークによる就職支援	ハローワーク松本 0263-27-0111
		・母子・父子自立支援員による就労相談	家庭支援課 0263-52-0891
		・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	長野県社会福祉事業団 026-228-0337
就労したいが時間の制約がある	・地域就労支援 <small>ひとり親等就労に時間的な制約がある人が、好きな時間に好きなだけ安心して働けるよう、自営型テレワーク推進事業KADO（カドー）を運営</small>	塩尻市振興公社 0263-53-6650	
生活の支援	生活の自立に向けて相談したい	・まいさぼ <small>専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援及び就労準備支援等を実施する生活全般にわたる困りごとの相談窓口</small>	まいさぼ塩尻 (塩尻市社会福祉協議会) 0263-52-0026
		・母子・父子自立支援員による生活相談	家庭支援課 0263-52-0891
	住居を確保・維持したい	・母子父子寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金貸付） <small>高等職業訓練を受けているひとり親世帯への住宅資金や転宅資金等を貸し付ける制度</small>	家庭支援課 0263-52-0891
		・住居確保給付金 <small>離職等により家賃の支払いが困難となり、住居を失う恐れがある者に対して、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給</small>	福祉課 0263-52-0684
食に関する支援を受けたい	・こども食堂 ・フードバンク、フードドライブ ・宅食サービス	家庭支援課 0263-52-0891 まいさぼ塩尻 (塩尻市社会福祉協議会) 0263-52-0026	

	困りごとの種類	支援事業	相談・連絡先
子育ての経済的負担の軽減	保育園に通う時の支援制度を知りたい	・幼児教育・保育の無償化 ・多子世帯を応援するにぎやか家庭応援事業	こども課 0263-52-0844
	小・中学校に通う時の支援制度を知りたい	・就学援助費の支給 ・特別支援教育就学奨励費の支給	教育総務課 0263-52-0830
	高等学校、大学等に通う時の支援制度を知りたい	・生活福祉資金貸付事業 <small>低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度</small>	塩尻市社会福祉協議会 0263-52-2795
		・奨学金相談会 ・奨学資金貸付制度	教育総務課 0263-52-0830
・奨学金返還支援補助金 <small>大学等を卒業後、塩尻市内の事業所等に就職し、かつ、市内に定住する者に対し、奨学金の返済額の一部を補助する制度</small>		産業政策課 0263-52-0871	
ひとり親への支援制度を知りたい	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等高等学校等就学支援金	家庭支援課 0263-52-0891	
成長段階に応じた学習等の支援	放課後等に学習等の支援を受けたい	・放課後学習支援（コミュニティスクール） ・放課後日本語学級	教育総務課 0263-52-0830
		・放課後等デイサービス <small>6～18歳までの障がいのある子どもが対象</small>	福祉課 0263-52-0686
	進路について相談したい	・子どもの貧困対策ケースワーカーによる進路相談	家庭支援課 0263-52-0891
子どもが安心して過ごせる居場所づくりがしたい/携わりたい	・子どもの居場所づくり事業補助金 ・子どもの学習・生活支援事業	家庭支援課 0263-52-0891	